

1. 改訂の基本的な考え方

- (1) 平成30年に国内で26年ぶりに発生した豚熱において、野生いのししを介して感染が拡大したことを踏まえ、野生動物の捕獲の強化、経口ワクチンの散布など野生動物関連の対策を強化
- (2) アフリカ豚熱の侵入脅威の高まりを踏まえ、予防的殺処分の対象疾病に追加されるとともに、野生動物関連を含む対策を強化
- (3) 豚熱対応等を契機として令和2年に改正された家畜伝染病予防法(以下「家伝法」)、特定家畜伝染病防疫指針を踏まえ、事業者との連携や、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導等を強化

2. 主な改訂内容

(1)対象疾病、プラン名称等の変更

- ① 計画対象疾病に豚熱、アフリカ豚熱を加え、プラン名称「感染症対策編(鳥インフルエンザ・口蹄疫等)」を包括的に「感染症対策編(家畜伝染病)」に変更。
- ② 法令上の疾病名称の変更を反映。
例：豚コレラ→豚熱、アフリカ豚コレラ→アフリカ豚熱

(2)事業者の役割と連携

- ① 新たに家伝法に規定された関連事業者の役割の記載【I-6 p8】
 - ・消毒等の病原体の拡散防止措置
 - ・農林水産省、府県、市町村が行う発生予防及びまん延防止のための措置に協力
- ② 特殊自動車・操縦者の確保に向けた事業者との連携の推進【II-4 (2)③ p22】
 - ・円滑かつ的確な防疫作業に向け、構成府県・連携県は、平時から重機・フォークリフト等の特殊自動車・操縦者の調達先の確認、及び調達先事業者等の協力協定の締結を推進
 - ・広域連合は関係事業者・団体との既存の協力協定が家畜防疫にも円滑に機能するよう事業者等と調整を進める

(3)飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- 農場における飼養衛生管理を徹底するため、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充に基づき、家畜の所有者に対する指導・助言等を強化。【II-5 p22、III-第3-12 p41】
- ① 衛生管理区域に入る者又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課されていた消毒義務を出入りする者両方に課す。
 - ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理責任者を選任しなければならない。
 - ③ 飼養衛生管理指導等指針(農林水産省)に基づき、府県は飼養衛生管理指導等計画を策定。
 - ④ まん延防止措置として、知事は家畜所有者に対し、指導・助言を経ずに緊急に勧告・命令できる。
 - ⑤ 命令違反者に対する公表措置及び罰則の新設。 等

(4)予防的殺処分への対応

- ・アフリカ豚熱は、高致死率で有効なワクチンが存在しないことから、今般の家伝法改正により、従来口蹄疫にのみ認められていた予防的殺処分の対象疾病に追加
- ・予防的殺処分は未感染の家畜も含めた殺処分であることから、真に他の手段がない場合等の措置として、農林水産省が実施を決定(野生動物で感染が確認された場合も対象)
- ・と殺の場合に準じ、構成府県・連携県及び近畿農政局は家畜防疫員の派遣など必要な応援を実施、広域連合は応援に必要な調整を実施 【III-第3-5 p34】

(5)野生動物関連対策の強化

- 今般の豚熱は野生いのししを介して感染拡大したことから野生動物関連の対策を強化。
- ① 野生動物関連の発生予防対策 【III-第2各項目 p28-29】
 - ア 野生動物の調査
 - 平時から野生動物における感染状況の調査を実施。
 - イ 野生いのししの捕獲の強化及びウイルスの浸潤状況の確認
 - 野生いのししの感染が見られた周辺地域等では「捕獲重点エリア」を設定して捕獲を強化し、感染状況等の調査を推進。
 - ウ 野生いのししへの経口ワクチンの散布
 - ウイルスの拡散を防止するため、野生いのししに経口ワクチンを散布
 - R1.9月以降広域的な防疫帯(ワクチンベルト)を構築。
 - エ 豚熱の予防的ワクチンの接種
 - 「ワクチン接種推奨地域」において、飼養豚に対する予防的ワクチンの接種を実施。
- 広域連合はイ～エの実施状況等について構成府県・連携県に情報共有。

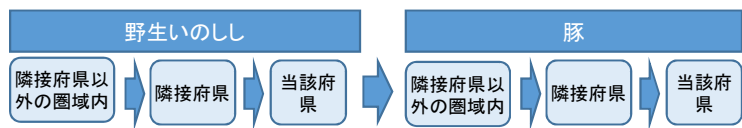


野生いのししに対する経口ワクチンベルト構築

- ② 野生動物に対するまん延防止対策【III-第3各項目 p32-43】
 - 野生動物において陽性が判明した際に、家畜において患者・疑似患者が発生した場合に準じて防疫措置等を実施。

項目	発生府県の対応	広域連合の対応
感染の疑いの判明時の対応	動物衛生課への報告、野生動物が確認された地点の消毒、周辺農場の確認及び防疫措置を実施するための準備開始、半径10km以内の移動自粛等の指導、関係市町村、隣接府県、広域連合への連絡 等	構成府県・連携県への情報共有、移動自粛に関する調整
病性判定時の対応	患者等発生時に準じ、情報連絡、体制整備、報道機関への公表口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性判定の場合、対策本部を設置	警戒本部、対策本部の設置
予防的殺処分	農林水産省の防疫指針に基づき、と殺に準じて実施(構成府県等は発生府県の要請に基づき家畜防疫員を派遣)	家畜防疫員以外の派遣、防疫資材以外の物資融通
通行の制限	野生動物の確保地点または近隣の農場周辺の通行制限を実施	情報共有
移動の制限	野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において移動制限区域を設定(豚熱ワクチン接種地域を除く)	情報共有
消毒ポイントの設置	野生動物が確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界等に消毒ポイントを設置	情報共有、広域交通拠点等の消毒徹底依頼
風評被害対策	野生いのししのように、その肉が商業利用されている場合には、家畜の場合と同様に風評被害対策を実施	関西圏域で一致した情報発信

- ③ 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策【III-第2-5 p29-31】
 - 野生いのしし・豚の感染区域の段階的拡大にあわせ、フェーズごとに広域連合・府県等の対応内容を整理した「フェーズ表」(別紙)を作成。これを活用し関西圏で連携した対策を実施。



(6)その他

- ・畜産物の輸出入検疫の強化(家畜防疫官の権限強化等) 【II-7参考 p23】
- ・食品残さの適切な処理(不特定多数が出入りする公園等でのごみ放置禁止等) 【II-9 p24】

＜豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策表＞

※家畜および家畜伝染病、野生動物の特性、国の対策等によって内容を変更

フェーズ		当該府県	発生府県	市町村	関西広域連合	国	
野生いのしし	I	隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 野生いのししを確保した地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染いのししが確認された地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止(ワクチン接種地域は除く)、野生いのししの捕獲を実施し検査 (3) 同圏内の飼育施設の監視強化(10km圏内の周辺農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、ウイルス浸潤状況の調査) (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 全飼育施設で石灰散布による緊急消毒 (6) 畜舎出入口における防護柵設置 (7) 飼料等の隔離、保管。 (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施	【発生市町村及び10km圏内の市町村】 1 情報共有、管内飼育施設への注意喚起 2 感染いのししが確認された地点から10km圏内の野生いのししの捕獲を実施し、府県の検査に協力 【それ以外の市町村】 3 情報共有、管内飼育施設への注意喚起	1 構成団体間での情報共有(構成団体連絡会議) 2 必要な措置の国への要請	1 発生県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化 2 発生県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請 3 石灰散布による緊急農場消毒を推進 4 飼育施設における防護柵の設置を推進 5 発生県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請
	II	隣接府県で発生	(同右)				
	III	当該府県で発生	(同右)				
豚	I	隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 警戒本部会議の設置 2 対策 (1) 飼育施設への情報提供と注意喚起 (2) 家畜防疫員の派遣	1 対策本部会議の設置 2 対策 (1) 移動禁止(ワクチン接種地域は除く)、飼育施設検査(当該農場を含む3km圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 殺処分(原則、翌日開始) <u>原則 24時間以内</u> (4) 餌や堆肥等、汚染物品処理 (5) 埋却・第1回消毒 <u>原則 72時間以内</u> (6) 農場の規模に応じ、自衛隊に応援要請 (7) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲を実施し検査	【発生市町村及び10km圏内の市町村】 1 情報共有、管内農場への注意喚起 2 発生農場、周辺農場における防疫作業 3 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲を実施し、府県の検査に協力 【それ以外の市町村】 4 情報共有、管内農場への注意喚起	1 警戒本部会議の設置 2 災害対策本部会議(広域応援が必要な場合) 3 対策 (1) 構成団体間での情報共有 (2) 早期通報体制等の整備 (3) 相互応援 ①防疫資材 ②防疫員以外の作業従事者 (4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼 (5) 風評被害対策 4 必要な措置の国への要請	1 精密検査(PCR検査、遺伝子解析等) 2 農林水産省対策本部の設置 3 報道機関への公表 4 発生府県に対して、 (1) 連絡要員や専門家チームの派遣 (2) 緊急支援チーム(動物検疫所)の派遣 (3) 防疫資材の譲与・貸与 (4) 家畜防疫員の派遣調整 (5) 防疫資材の融通調整 5 発生農場及び感染した野生いのししが確認された時点から10km圏内にある農場の飼育豚の早期出荷を促進 6 風評被害調査の実施
	II	隣接府県で発生	1 警戒本部会議の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で石灰散布による緊急消毒 (3) 飼育施設における防護柵設置 (4) 必要に応じ、野生いのししの検査を強化				
	III	当該府県で発生	(同右)				